

大分県自家消費型太陽光発電設備等 導入補助金申請の手引き (個人用)

令和5年4月制定
大分県生活環境部脱炭素社会推進室
令和6年6月制定
大分県生活環境部環境政策課

目次

【注意事項】	3
1.募集期間	4
2.補助対象設備	4
3.補助対象経費	5
4.補助率	5
5.補助対象者	6
6.交付申請	6
7.交付決定	8
8.交付決定後の変更等	8
9.実績報告	8
10.自家消費量の報告	10
11.交付請求	11
12.設備設置後の注意事項	11
申請から交付までの流れ	12
別表	13

【注意事項】

申請をする前に必ずご確認ください。

また、「大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱」を必ずお読みになった上で申請をしてください。

(申請者に関すること)

この手引きは、「個人が、県内で自身が居住する(または居住する予定の)住宅に自らの資金で設置する自家消費型太陽光発電設備」の補助金を申請するためのものです。

以下の方は、それぞれの手引きをご覧下さい。

・法人 ・個人が事業所（店舗や事務所等）に設置する場合 ・大家等が貸屋に設置する場合	民間事業者向け
・リース契約 ・PPA 契約	需要家が個人の場合、本手引きを参考にしてください。

判断に迷う場合は、最終ページに記載のお問合せ先にご連絡ください。

(申請・着工時期に関すること)

- 令和6年3月31日以前に契約・発注した事業は補助金を受けることができません。
- 令和7年1月31日までに実績報告が提出できる事業に限ります。

※実績報告時に売電契約書や自家用発電設備等（蓄電池）の系統連携に関する契約書等の写しが必要な場合があります。これらの書類は手元に届くまでに時間を要しますので、交付決定後速やかに補助対象事業を開始して下さい。

- 交付決定前に契約・発注することはできますが、工事を着工することはできません。
※交付申請（申請書の提出）ではなく、交付決定（県からの交付決定通知書が出たとき）であることにご注意ください。県からの交付決定（書類不備等がなければ交付申請から概ね一か月後）が出る前に着工すると、補助金を受けることができなくなります。
- 申請は先着順に受付を行い、予算額に達した時点で募集を終了します。

(導入設備に関すること)

- 固定価格買取制度（FIT 制度）や FIP 制度の認定を受ける場合は、補助金を受けることができます。
- 導入した太陽光発電設備により発電した電力量の 30%以上を自家消費する必要があります。
- 蓄電池のみの導入は補助金を受けることができません。
- 太陽光発電設備、蓄電池は新設のみ対象です。増設は対象なりません。

(その他)

- 本補助金の交付対象経費と重複して、国の他の補助金等を受けることはできません。

- ・導入した設備は、法定耐用年数が経過するまで補助金の目的に沿って適正に使用する必要があります。法定耐用年数の期間内に財産処分等を行う予定がある場合は対象になりません。
- ・虚偽や不正による申請や補助金交付要綱に適合しない行為があった場合は、補助金交付決定の取消しや補助金の返還を求めることがあります。
- ・太陽光発電設備等を設置した翌年度から5年間、自家消費量の報告が必要です。

1. 募集期間

交付申請期間：令和6年6月20日（木）から令和6年12月27日（金）まで

※令和7年1月31日までに実績報告が提出できる事業に限ります。

※予算額に達した場合は、早期に終了する場合があります。

※令和6年3月31日以前の契約・発注は補助金を受けることができません。

※交付決定前に契約・発注することはできますが、工事を着工することはできません。

(交付申請(申請書の提出)ではなく、交付決定(県からの交付決定通知書が出たとき)であることにご注意ください。県からの交付決定(書類不備等がなければ交付申請から概ね一か月後)が^{出る前に着工すると、補助金を受けることができなくなります。)}

2. 補助対象設備

以下の仕様を満たしたものに限ります。

(1) 太陽光発電設備・蓄電池共通

- ・商用化され、導入実績があるもの
- ・中古設備でないこと
- ・発電した電力の30%以上を自家消費すること。そのために、導入予定住宅の電力需要量を考慮した適切な規模の太陽光発電設備や蓄電池を導入すること

(2) 太陽光発電

- ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（いわゆる「再エネ特措法」）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと
- ・電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わない設備であること
- ・法定耐用年数を経過するまで、J-クレジット制度へ登録しないこと
- ・再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に定める遵守事項に準拠して事業を行うこと
- ・その他別表1の要件を満たすこと

(3) 蓄電池

- ・上記太陽光発電設備の付帯設備として導入すること（蓄電池単体の導入は補助対象外）
- ・1kWhあたりの価格が15万5千円（工事費込み、税抜き）以下の蓄電設備であること
- ・原則として、太陽光発電設備で発電した電気を蓄電するものであり、非常用予備電源ではなく、平常時充放電を繰り返すことを前提とした設備であること

- ・定置設備であること
- ・その他別表2の要件を満たすこと

3. 補助対象経費

工事費、設備費、業務費（リース、PPA事業者）、事務費（リース、PPA事業者）
(詳細は別表3のとおり)

4. 補助率

(1) 太陽光発電設備

出力1kWあたり7万円（定額）

※出力は、太陽電池モジュール公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナー出力の合計値のいずれか低い方で計算します。

※kWは小数点以下切り捨て

(2) 蓄電池

蓄電池の価格（工事費込み、税抜き）の1／3

※定格蓄電容量1kWhあたりの価格（工事費込み、税抜き）が15万5千円を超える蓄電池は補助対象外設備となり、補助金を受けることができません。

※kWhは小数点第二位以下切り捨て

（参考）補助申請額の計算方法

・事例1

太陽光発電設備の「太陽電池モジュール公称最大出力6.0kW」「パワーコンディショナー出力5.5kW」の場合

5kW（小数点以下切り捨て）×7万円=35万円

（最大出力またはパワコン出力の低い方×7万円）

・事例2

蓄電池の価格（工事費込み、税抜き）が107万円、定格容量が7.04kWhの場合

① 補助金を受けることができるか確認

107万円÷7.0kWh（小数第二位以下切り捨て）=152,857円

（1kwhあたり15万5千円以下なので補助金を受けることができる）

② 補助金額の算定

107万円×1/3=356,666円→35万6千円（千円未満切り捨て）

・事例3

蓄電池の価格（工事費込み、税抜き）が109万円、定格容量が7.04kWhの場合

① 補助金を受けることができるか確認

109万円÷7.0kWh（小数第二位以下切り捨て）=155,571円

（1kwhあたり15万5千円を超えているため補助金を受けられない）

② 補助金額の算定

0円（補助金を受けられない）

※補助対象外経費は、以下のとおりです。

電力会社への申請手数料、パワコンの保証費用、（代理人が申請する場合）本補助金の申請手続きに係る費用、カーポート本体費用、既存設備の解体、撤去、移設費用、販売事業者への振込み手数料等

5. 補助対象者

以下の条件をすべて満たす方

- ・県内の住宅に太陽光発電設備を導入し、発電した電気を自ら消費する個人

（法人、個人事業者が店舗等事業所に導入する場合、大家等が貸屋に導入する場合については「民間事業者」、個人宅であってもリース又はPPAによる導入は「リース、PPA事業者」になりますので、それぞれの手引きを参照してください）

- ・県税を滞納していない者
- ・補助対象設備に対し、国の他の補助金等を受けていない、又は受ける予定のない者
- ・設備設置後5年間自家消費量の報告ができる者
- ・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではない者

＜新築物件に導入する場合の注意点＞

- ・施工計画において、提出期限までに実績報告が出来ることを確認してから申請して下さい。
- ・実績報告時に申請者がその住所に住民登録していることを確認します。単身赴任等で申請者がその住所に住民登録していない場合は、県が求める書類を提出して下さい。

6. 交付申請

(1) 提出書類

1	補助金交付申請書（第1号様式の2）
2	事業計画書（第2号様式の2）
3	収支予算書（第3号様式）
4	誓約書（第4号様式）
5	県税の滞納がないことを証する納税証明（発行後、3ヶ月以内のもの。写し可）
6	申請者の確認書類（運転免許証の写し、住民票の写し等）
7	交付申請額の根拠となるもの（2社以上の見積書※1の写し等）
8	導入予定設備の概要が分かる書類（カタログ等）
9	機器配置図（太陽光パネル・蓄電池）
10	位置図（設置場所への案内図）
(11)	（代理人が申請する場合）委任状※2
(12)	その他知事が必要と認める書類※3

1～10は申請時必ず提出してください。（そろっていない場合は、書類不備になり審査できません）

(11)、(12) は必要に応じて提出してください。

- ※1 見積書は、太陽光発電設備、蓄電池それぞれの積算内容、機器の型式等の内訳を記載したものに限ります。事業計画書（第2号様式の2）の「2 補助対象経費等」と符合できるようにしてください。
また、価格が適正であることを確認するため、2社以上の見積書を添付してください。
- ※2 申請を電子メールで行う場合は、委任者（申請者）自ら委任状を窓口機関へ提出してください。提出方法は郵送又は電子メール、直接提出が可能です。申請を直接提出又は郵送する場合は、委任者（申請者）の署名又は押印があれば代理人が提出できます。
- ※3 審査にあたって1～10の書類では確認できないことがある場合に、別途提出をお願いするものです。

（2）提出方法

（1）の提出書類を下記の申請受付窓口委託機関（以下、「窓口機関」と言います。）に提出してください。

提出方法：直接提出、郵送又は電子メール

提出先：

郵便番号 870-0003

住所 大分市生石二丁目1番30号

機関名 一般財団法人大分県建築住宅センター

E-mail kj-taiyoko2024@snow.ocn.ne.jp

電話番号 097-537-0300

※県では、直接申請受付を行っておりませんので、必ず上記へ提出してください。

（3）注意事項

① 共通

- ・全ての書類がそろい、記入漏れがない場合に、内容審査開始となります。
- ・修正等の指示があり、差し替え書類や追加書類を提出する場合は、必ず交付申請書の右上日付を提出した日に訂正して提出して下さい。
- ・委任状を提出した場合は、書類の不備等は受任者に連絡します。
- ・申請書や添付書類を元にお問い合わせをすることがありますので、お手元に控え（申請書等のコピーや作成したデータ等）を保管しておいてください。

② 直接提出

- ・申請書の受領証明として、申請書のコピーに受付印を押印したものをお渡します。提出書類一式とは別に補助金交付申請書（第1号様式の2）のみ1部コピーをお願いします。

③ 郵送

- ・書類紛失を防ぐため、レターパック、簡易書留等追跡可能な方法で提出してください。
- ・書類が到着したことを確認した時点で、その旨をメール（メールで対応できない場合は電話）

で、委任状を提出した場合は受任者、提出していない場合は申請者へご連絡します。発送後、7営業日経過しても連絡がない場合は、窓口機関までお問い合わせください。なお、このメールは書類を受け取ったことを連絡するものであり、内容に不備がないことを証明するものではありません。

④ メール

- ・書類全てを PDF に変換し、提出してください。
- ・個人情報が含まれますので、パスワードを設定する等情報セキュリティには十分ご注意ください。
- ・メールを受信した時点で、送信されたアドレスにその旨を返信します。送信後、3営業日経過しても返信がない場合は、窓口機関までお問い合わせください。なお、このメールは書類を受け取ったことを連絡するものであり、内容に不備がないことを証明するものではありません。

7. 交付決定

上記申請書類に不備がなく、内容が適切な場合、交付決定までに概ね5週間程度要します。この交付決定が出ましたら、工事を着工してください。（実績報告に必要な書類は手元に届くまでに時間を要しますので、交付決定後速やかに工事を着工して下さい。）実績報告の際に工事前後のカラ一写真が必要となりますので、着工前に必ず写真を撮影してください。

書類不備や内容に疑義がある場合は窓口機関から申請者へ連絡します。

なお、虚偽や不正による申請や補助金交付要綱に適合しない行為があった場合は、補助金交付決定の取消しや補助金の返還を求めることがあります。

8. 交付決定後の変更等

交付決定後に申請時から変更が生じた場合は、以下の手続が必要です。

・補助金額の変更（増額・減額） ・補助対象経費の 20%を超える増減 (工事費が 20%超えて増額した、太陽光設備費 が 20%を超えて減額した等) ・内容の変更 (事業完了予定日の変更等)	<u>変更した部分の工事着手前に補助事業変更承認申請書（様式第6号の2）の提出</u> ※変更交付決定が出てから変更部分の工事着手になります。 ※予算上限に達している場合、増額は認められません。
・入札や見積り合わせで、同じ設備が安く設置できることになった場合	<u>実績報告提出時に補助事業変更承認申請書（様式第6号の2）の提出</u> (工事を実施してよい)

どの手続が必要か不明な場合は、窓口機関にお問い合わせください。

9. 実績報告

事業が完了したら、速やかに実績報告を提出してください。

※事業完了とは、補助対象設備の設置が完了した日ではなく、実績報告に必要な書類が揃った日です。売電契約書や自家用発電設備等（蓄電池）の系統連携に関する契約書は、手元に届くまでに時間をおきます。

（1） 提出期限

以下のいずれか早い方

{
・事業完了後30日
・令和7年1月31日（金）

※期限を超過した場合は、補助金がお支払いできません。ただし、災害等やむを得ない事情が発生した場合は、直ちに県に相談してください。

（2） 提出書類

1	実績報告書（第10号様式の2）
2	事業実績書（第11号様式の2）
3	収支精算書（第12号様式）
4	請求書又は領収書の写し
5	完成写真（施工前、施工後のカラー写真）
6※	（余剰電力を売電する場合）FIT制度の認定を取得しないことを証する書類 （余剰電力を売電しない場合）自家用発電設備等（太陽光）の系統連携に関する契約書の写し
(7)	（蓄電池を設置する場合） 自家用発電設備等（蓄電池）の系統連携に関する契約書の写し
(8)	その他知事が必要と認める書類

1～6は報告時必ず提出してください。（そろっていない場合は、書類不備になり、審査できません）

(7)、(8)は必要に応じて提出してください。

※FIT制度の認定を取得しないことを証する書類としては、売電契約書や小売電気事業者への売電申込書等があります。

（3） 提出方法

（2）の提出書類を窓口機関に提出してください。

提出方法：直接提出、郵送又は電子メール

郵便番号 870-0003

住所 大分市生石二丁目1番30号

機関名 一般財団法人大分県建築住宅センター

E-mail kj-taiyoko2024@snow.ocn.ne.jp

電話番号 097-537-0300

※県では、報告書も直接受付を行っておりませんので、必ず上記へ提出してください。

(4) 注意事項

① 共通

- ・全ての書類がそろい、記入漏れがない場合に、内容審査開始となります。
- ・修正等の指示があり、差し替え書類や追加書類を提出する場合は、必ず実績報告書の右上日付を提出した日に訂正して提出して下さい。
- ・申請時に委任状を提出した場合は、書類の不備等は受任者に連絡します。
- ・実績報告書のみで確認できない部分がある場合は、現地確認させていただく場合があります。
- ・実績報告書や添付書類を元にお問い合わせをすることがありますので、お手元に控え（実績報告書等のコピーや作成したデータ等）を保管しておいてください。

② 直接提出

- ・報告書の受領証明として、実績報告書のコピーに受付印を押印したものをお渡しします。提出書類一式とは別に実績報告書（第10号様式の2）のみ1部コピーをお願いします。

③ 郵送

- ・書類紛失を防ぐため、レターパック、簡易書留等追跡可能な方法で提出してください。
- ・書類が到着したことを確認した時点で、その旨をメール（メールで対応できない場合は電話）で、委任状を提出した場合は受任者、提出していない場合は申請者へご連絡します。発送後、7営業日経過しても連絡がない場合は、窓口機関までお問い合わせください。

④ メール

- ・書類全てをPDFに変換し、提出してください。
- ・個人情報が含まれますので、パスワードを設定する等情報セキュリティには十分ご注意ください。
- ・メールを受信した時点で、送信されたアドレスにその旨を返信します。送信後、3営業日経過しても返信がない場合は、窓口機関までお問い合わせください。

10. 自家消費量の報告

本補助金は5年間自家消費量を報告いただくことが要件となっています。

(1) 報告の時期

太陽光発電設備等を設置した翌年度の4月から毎年（5年間）

※県から報告提出についてのお知らせを申請者あてにメールまたは郵送で送ります。

(2) 報告方法

様式：自家消費量に関する報告書（様式第15号様式の2）

提出方法：郵送又はメール

提出先：

郵便番号 870-8501

住所 大分市大手町3－1－1
所属名 大分県生活環境部環境政策課
E-mail a13090@pref.oita.lg.jp
電話番号 097-506-3033

※自家消費量の報告は、県へ提出してください。

11. 交付請求

実績報告の提出後、額の確定通知を受けてから、補助金交付請求書（第8号様式の2）を提出してください。（精算払）
概算払は知事が必要と認めるものに限られます。

12. 設備設置後の注意事項

（1）取得財産等の管理義務

補助事業で取得した太陽光発電設備等について、事業完了後も「善良な管理者の注意」をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

（2）財産処分等の制限

補助対象設備の法定耐用年数は、太陽光発電設備17年、蓄電池設備6年です。補助事業を実施した方は、法定耐用年数の期間内に、対象設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、または担保に供するなどの『財産処分等』を行うときは、あらかじめ知事の承認を受ける必要があります（天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により対象設備を財産処分等する場合は、事後承認も可）。ただし、財産処分等の内容によって、補助金の一部または全部を返還していただくことがあります。財産処分等の承認に関する基準は「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」の規定に準じます。

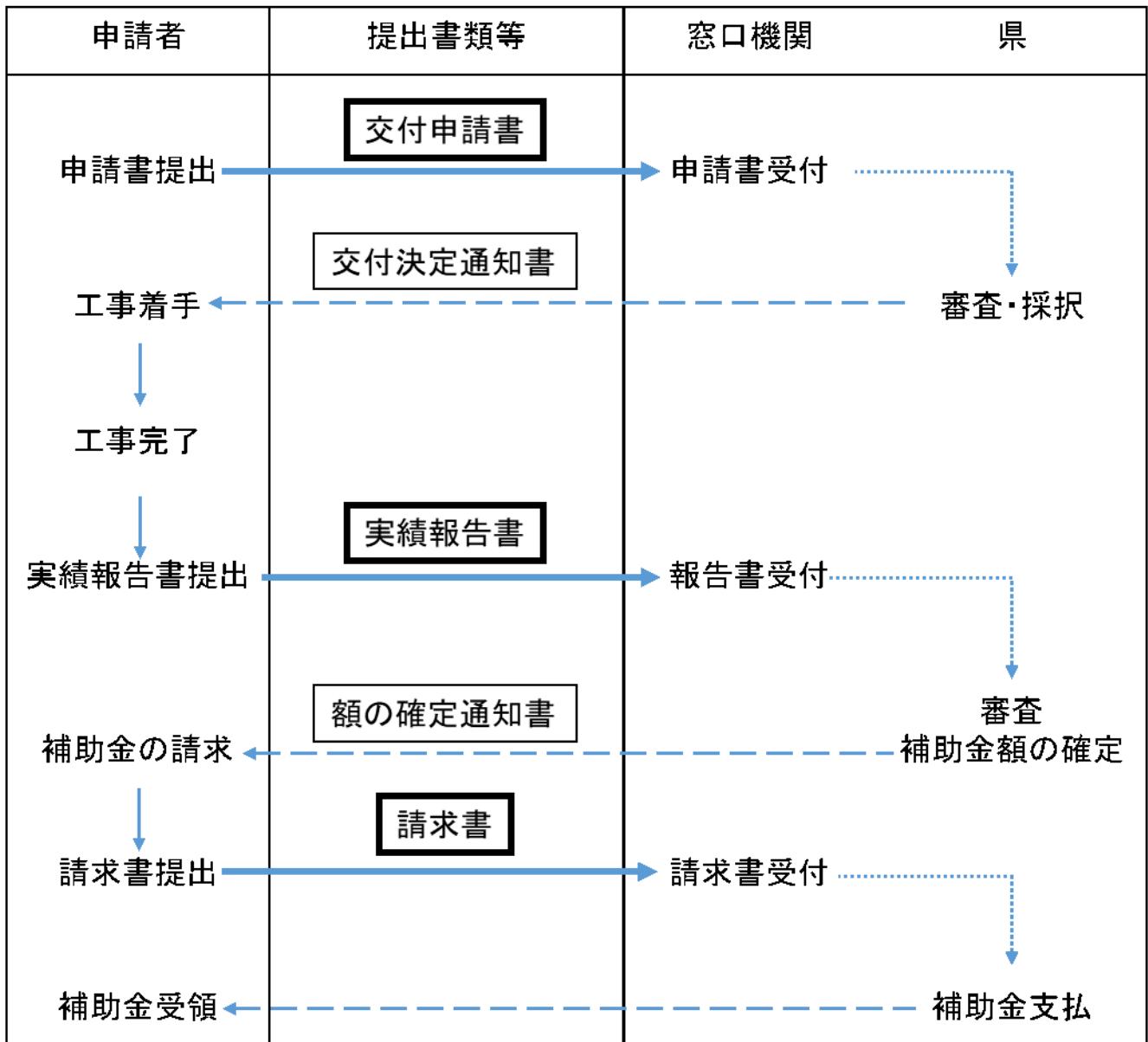
（3）関係書類の保管

補助事業を実施した方は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して、対象設備の法定耐用年数を経過するまで関係書類を保管する必要があります（データ保管が可能なものは、データで構いません）。

(参考：申請フロー)

申請書類等の太線の黒枠部分は申請者が提出する書類になります。

補助金交付申請後に補助額の変更があった場合は、補助事業変更承認書（第6号様式の2）を速やかに提出してください。



別表1 太陽光発電設備の仕様

(1) 本事業によって得られる環境価値 のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
(2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium) 制度の認定を取得しないこと。
(3) 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
(4) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の(a)～(l)）をすべて遵守していることを確認すること。
(a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
(b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
(c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
(d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
(e) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
(f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
(g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
(h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
(i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
(j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
(k) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」資源エネルギー庁を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
(l) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。
(5) PPAの場合、PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されること

(PPA事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の4/5とすることができる。)。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

(6) リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

(7) 次の(a)(b)のいずれかを満たすこと

(a) 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（業務用：50%、家庭用：30%）以上とすること。

(b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。

別表2 蓄電池の仕様

(1) 蓄電池パッケージ

蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

(2) 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

①複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出

力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

②購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合には、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(d) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(e) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(f) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

(3) 蓄電池部安全基準

(a) JIS C8715-2 の規格を満足すること。

(4) 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

(a) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。

※JIS C 4412-2における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。

(5) 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

(6) 保証期間

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

別表3 補助対象経費の詳細

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。 また、本工事に要する副資材等も含む。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
	一般管理費		事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用

		機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。 ※ただし、本工事に含む場合は「材料費等」に計上。
業務費	業務費 ※リース・ PPA事業者の 場合のみ	事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。 PPA事業者契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金を含むものとする。
事務費	事務費 ※リース・ PPA事業者の 場合のみ	事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

お問合せ先

一般財団法人 大分県建築住宅センター

〒870-0003

大分県大分市生石二丁目 1 番 30 号

TEL : 097-537-0300

E-mail : kj-taiyoko2024@snow.ocn.ne.jp